

諮問番号：令和元年度諮問第2号

答申番号：令和元年度答申第2号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁坂井市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った平成30年度市・県民税更正決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、審査請求人の主張に理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人に対する適用条文について、夫と死別後婚姻をしていない者で、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものに該当するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号ロに該当する。（争点1）

(2) 寡婦控除の否認についての調査について、事実婚に該当するかの実態調査を行っておらず、適切な調査を行っていない。（争点2）

(3) 本件処分は次の点で信義則・禁反言の原則に反し、違法・不当である。（争点3）

ア 審査請求人は、夫の生前に離婚しているが、離婚は相続のための形式的な手続きであり、実質的に婚姻関係は継続していた。前住所地の●●市は、審査請求人の実質的な婚姻関係を認め、遺族年金の支給を継続し、坂井市に転入した平成27年以降も、遺族年金が支給されていることから●●市及び坂井市は実質的な婚姻関係を認めており、寡婦控除についても平成19年以降継続して同様に認めている。

イ 本件処分は、10年以上継続して認めていた寡婦控除の対象者から外すという処分を行っている。

ウ 寡婦控除の対象者から外れると介護保険料は現状の倍額以上になり、不利益が大きくなる。

#### 2 処分庁の主張の要旨

##### (1) 争点1について

審査請求人は、夫と離婚後に婚姻の届出をしておらず、地方税法第292条第1項第11号ロではなく、同号イの寡婦控除の要件を満たすかどうかの判断となるが、同号イの要件となっている扶養親族を有しておらず、寡婦控除の対象者とはならない。

##### (2) 争点2について

調査方法として、当該年度の課税基準日において、戸籍の状態を調べることで寡婦控除適用の判断を行っている。適正に課税するための調査方法としては、戸籍の調査で十分であり、事実婚に該当するかの実態調査をするまでには及ばない。

### (3) 争点3について

前住所地の●●市の判断については、不知であり、遺族年金の支給についても厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき日本年金機構が申請を受け、決定しているものである。また、厚生年金保険法第3条第2項には、事実上の婚姻関係を認める規定があるが、地方税法には事実上の婚姻関係を認める規定はなく、別々の法律に基づく処分であることから、遺族年金の支給と寡婦控除の適用には関係がない。

また処分庁において、寡婦控除を適用したのは平成29年度のみであり、平成30年度は地方税法第20条の11の規定に基づく市の調査により賦課更正を行っている。本件処分については、処分庁において適法な調査を行い、本人の申告誤りを更正したものであり、違法性・不当性はなく、介護保険料についても審査請求人が本来負担すべき介護保険料に修正されるものである。

## 第3 審理員意見書の要旨及び審査庁の諮問に係る判断

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 寡婦控除の認定について

審査請求人、処分庁ともに、離婚後婚姻をしていないという事実については一致している。離婚後婚姻をしていない場合、地方税法による寡婦控除を適用する条文は、同法第292条第1項第11号イに該当するかどうかの判断となるが、同号イの要件は扶養義務者を有していることであり審査請求人には扶養義務者はいないことから同号イによる寡婦控除の要件には該当しない。

また、地方税法の寡婦控除に該当するかどうかについての調査は戸籍の調査による調査で十分である。たとえ審査請求人主張の実態調査を行ったとしても、地方税法上に事実上の婚姻にあったものを寡婦と認める規定がない以上は、寡婦控除の認定になんら影響を与えるものではない。

#### (2) 遺族年金の支給との関係について

厚生年金保険法における配偶者は、事実上の婚姻を認める規定があることから、この規定により、日本年金機構が認めていることが判断できる。しかしながら、地方税法には事実上の婚姻を認める規定はない。寡婦控除の根拠法令の地方税法と遺族年金の支給の根拠法令の厚生年金保険法とはそもそも制定された目的が別であり、遺族年金の支給をもって、地方税法に基づいた市民税の算定において寡婦控除を適用することはできない。

#### (3) 本件処分の違法性について

まず、日本年金機構、●●市及び坂井市は、それぞれ別機関であり各機関がそれぞれの判断で処分を行うものである。もっとも地方税法の寡婦控除の適用については、法律で定められたものであり、日本国内ならどちらも同じ判断になると思われるが、●●市の判断については今回の審査請求に関係なく、処分庁の判断に影響し

ないものであることを言及するにとどめる。

処分庁における寡婦控除の適用については、本人申告に基づいた平成29年度に限り認めたものであり、長期にわたり認めていたものではなく、信義則・禁反言に反するとはいえない。また、寡婦控除の対象から外れることによる不利益については、審査請求人と同様の所得があった者と同様の負担であり、税の公平性から考えても相応の負担であることから、信義則上許されない不利益であるとはいえない。

#### (4) 判断

以上のとおり、処分庁の本件処分についての事実認定について問題はなく、また違法性・不当性はないため、本件処分について取り消す理由は認められない。

### 3 審査庁の意見

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却が適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和元年8月6日	審査庁から諮問書を受領
令和元年8月20日	審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分について

地方税法に事実婚を民法の定める婚姻関係と同様に取り扱う旨の規定がない以上、寡婦控除の対象から外すことについて誤りはない。また、厚生年金法等のほかの制度の存在をもって、審査請求人が主張するように解することはできない。さらに、本件処分について、信義則・禁反言に反し、違法又は不当な点はなく、適正に課税されている。

### 3 結論

上記のとおり、本件審査請求については理由がないものと認められるので、当審査会は第1記載のとおり判断する。

## 第6 付言

処分庁の本件処分について、違法性、不当性はないが、本来なら5年（本件においては平成29年度までの2年）の遡及賦課が可能であることを考えると、本来課税すべき住民税が賦課されていない状態になっているというべきであり、税の公平性から考えると、遡及することもあり得る。市民税は本人の申告が前提だが、このような調査を通じて今後も適切な課税に努められたい。

坂井市行政不服審査会